

岐阜市歴史系景観形成方針

大方針

道三、信長の時代から受け継いできた岐阜ならではの美しいまちなみを後世に継承していくため、

- ◆金華地区
  - ・町家やそれ以外の歴史的建造物を維持、復元していく
  - ・一般建造物を歴史的なまちなみと調和させていく
- ◆鶺鴒屋地区
  - ・歴史的建造物を維持、復元させていく
  - ・一般建造物を自然景観と歴史的、文化的なまちなみと調和させていく

個別方針（金華地区）

共通		岐阜市景観基本計画（平成19年10月1日告示）等に整合している。	
建築物	位置	道路境界線から概ね1m程度の部分の壁面線、軒先はまちなみにできる限り揃える。建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保する。	
	意匠	開口部	縦形状の木製格子を設置する。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
		屋根	日本瓦等の伝統的な素材を用いる。 屋根形状は平入りを基本とし、勾配をまちなみに合わせる。 ただし、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建築物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。また、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物については、建築物正面の形態意匠について周辺のまちなみに調和したものとなるようにする。 グレー等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		外壁	主たる部分については木材、漆喰等の伝統的な素材を用いる 周辺の景観に合わせて黒、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
		玄関	玄関は、木製又は木製調の引き戸を設置する。 ただし、蔵、近代洋風建築物、看板建築物等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
工作物	門、塀	木材、漆喰、土等の伝統的な素材を用いて仕上げる。 素材を活かした色彩及び仕上げとする。（着色する場合は、無彩色、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。）	
	駐車場、駐輪場	駐車場、駐輪場等を設置する場合は、極力、建物と一体化した形態とし、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。 建築物と一体となった自動車車庫を設けている場合には、開口部へ木製又は木製調の縦格子を設ける。ただし、やむを得ない場合は井桁格子も認める。 青空駐車場においては、門、塀等を設置しまちなみの連続性を確保する。	
	建築設備	屋外の建築設備は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、木製格子等の目隠しを設ける。	
	自動販売機等	木製又は木製調の目隠しを設ける。	
その他		門灯、屋外広告物等については地域の歴史的景観に調和するものとする。 ぼったり等の歴史的建築特性の維持、復元に努める。	

## 個別方針（鵜飼屋地区）

共通		岐阜市景観基本計画（平成19年10月1日告示）等に整合している。	
建築物	位置	道路境界線からの軒先はまちなみにできる限り揃える。 建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保する。	
	意匠	開口部	木製又は木製調建具もしくは縦形状の木製格子を設置する。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
		屋根	日本瓦等の伝統的な素材を用いる。 屋根形状は平入りを基本とし、勾配をまちなみに合わせる。 ただし、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建築物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。また、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物については、建築物正面の形態意匠について周辺のまちなみに調和したものとなるようにする。 グレー等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		外壁	主たる部分については木材、漆喰等の伝統的な素材を用いる。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。 原則、周辺の景観に合わせて黒、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		玄関	玄関は、木製又は木製調の引き戸を設置する。 ただし、蔵、近代洋風建築物、看板建築物等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
工作物	門、塀	木材、漆喰、土等の伝統的な素材を用いて仕上げる。 素材を活かした色彩及び仕上げとする。（着色する場合は、無彩色、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。）	
	駐車場、駐輪場	駐車場、駐輪場等を設置する場合は、極力、建物と一体化した形態とし、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。 建築物と一体となった自動車車庫を設けている場合には、開口部へ木製又は木製調の縦格子等を設ける。 青空駐車場においては、門、塀等を設置しまちなみの連続性を確保する。	
	建築設備	屋外の建築設備は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、木製格子等の目隠しを設ける。	
	自動販売機等	木製又は木製調の目隠しを設ける。	
その他		屋外広告物等については地域の歴史的景観に調和するものとする。	
		玉石等の歴史的・文化的景観の維持、復元に努める。	
		敷地の緑化に努める。	